

諮問に係る論点（目次）

1 今回申請における変更点について

- 1 - 1 実施期日の変更
- 1 - 2 調査事項の変更
- 1 - 3 集計事項の再編

2 前回答申時における「今後の課題」について

3 その他

1 - 1 実施期日の変更

変更の内容

実施期日を従前の「把握対象年の12月31日現在」から「把握対象年の翌年6月1日現在」に変更
(平成28年実績を把握する次回調査:「平成28年12月31日現在」を「平成29年6月1日現在」に変更)

変更の背景

- 平成28年6月1日実施の次回経済センサス-活動調査(平成27年実績を把握)との調査時期の近接による報告者負担と調査事務の輻輳
- 本調査は経済センサス-活動調査の中間年に実施される大規模構造統計であるという位置付け



報告者負担の軽減及び地方公共団体における事務の繁雑さを解消する必要
経済センサス-活動調査との比較可能性を向上する必要

主な論点

- 以下の点における支障の有無
 - ・ 報告者負担の観点
 - ・ 地方公共団体における実査実務上の観点
 - ・ 集計結果の利活用上の観点

1 - 2 調査事項の変更①

変更の内容

出荷額等に係る消費税の取扱いについて、従前「**税込みに統一した記入**」としていた報告様式を、「**原則税込み記入**」での報告様式に変更

新設項目案

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

●9項、10項(土地を除く)、11項、12項、13項はできるだけ「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。
※選択した記入方法を○で囲んでください。

1 税込み

2 税抜き

変更の背景

- 経済センサス-活動調査における把握方法との整合性
- 税抜きで会計処理をしている事業所にも、税込み記入を求めることによる報告者負担

主な論点

- 集計段階における消費税データの取扱い

※ 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)との関係

1 - 2 調査事項の変更②

変更の内容

従業者を把握する調査事項において、**語句の定義**及び**調査票上の記載**を、以下のとおり変更

	現行	変更案
定義	常用労働者のうち雇用者 期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は前2か月間でそれぞれ18日以上雇用している人	常用雇用者 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人	臨時雇用者 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人
記載	正社員、正職員等	正社員、正職員としている者
	パート・アルバイト等	それ以外（パート・アルバイト等）

変更の背景

- 経済センサス-活動調査との整合性
- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）の策定により、統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針が決定

主な論点

- 経年比較等の利活用の面における支障の有無